

令和5年5月2日

保護者・生徒 各位

福島商業高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

薫風の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に際しましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されます。5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続する事が基本となりますが、その上で、感染流行時には、一時的な活動場面に応じた対策を講じることといたします。4月28日（金）に福島県教育委員会から「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」通知が出されました。つきましては、福島県教育委員会の指示通り、下記のように対応して参りますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し
 - (1) 新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における感染症の種類第2種感染症に位置付けます。
 - (2) 出席停止期間の基準
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。
 - (3) 濃厚接触者としての特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはいたしません。
 - (4) 施行期日は令和5年5月8日（月）とします。
- 2 学校における基本的な感染対策について
 - (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、欠席扱いとなりますが、無理をせず、自宅で休養させ、必要に応じて医療機関の受診を行ってください。受診の結果新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、遡って出席停止の扱いといたします。
 - (2) 気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに、効果的な換気に努めます。
 - (3) こまめな手洗い及び手指の消毒の徹底について指導します。
 - (4) 日常の清掃により清潔な空間を保ちます。
 - (5) マスクの着用は個人の判断としてますが、感染流行時には着用を促すことも検討し
 - (6) 感染流行時において、「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。
- 3 その他
 - (1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合や、医療的ケアが必要及び基礎疾患により重症化リスクが高い生徒の場合など、合理的な理由による感染不安で休ませたいと相談があった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として欠席の取扱いにならないこととなりますので、学校にご相談ください。
 - (2) ご不明な点がございましたら、ご連絡下さいますようお願いいたします。

(事務担当 教頭 024-553-3451)